

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 5月 28日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿



提出者

住所 宮崎県日向市船場町5番地

名称 株式会社 日向製錬所

代表者氏名 代表取締役社長 武本 拓也

電話番号 0982-52-8101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 日向製錬所
事業場の所在地	宮崎県日向市船場町5番地
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2600：鉄鋼業
②事業の規模	令和元年度製造品出荷額：104億円
③従業員数	令和元年度末時点：162人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

管理方法として、

産業廃棄物担当管理者（業務課資材担当）の職務について、以下の通り定めて管理している。

- 1) 産業廃棄物の運搬及び処分
 - ・マニフェストによる産業廃棄物の適正管理
 - ・産業廃棄物処理業者に対する的確な指示、監督
- 2) 産業廃棄物置場の維持管理
 - ・定期巡視による産業廃棄物置場管理
- 3) その他産業廃棄物の管理に関し必要な事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項：別紙3の通り

	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
排出量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
排出量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項：別紙3の通り

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項：別紙3の通り

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項：別紙3の通り

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項：別紙3の通り

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項：別紙3の通り		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

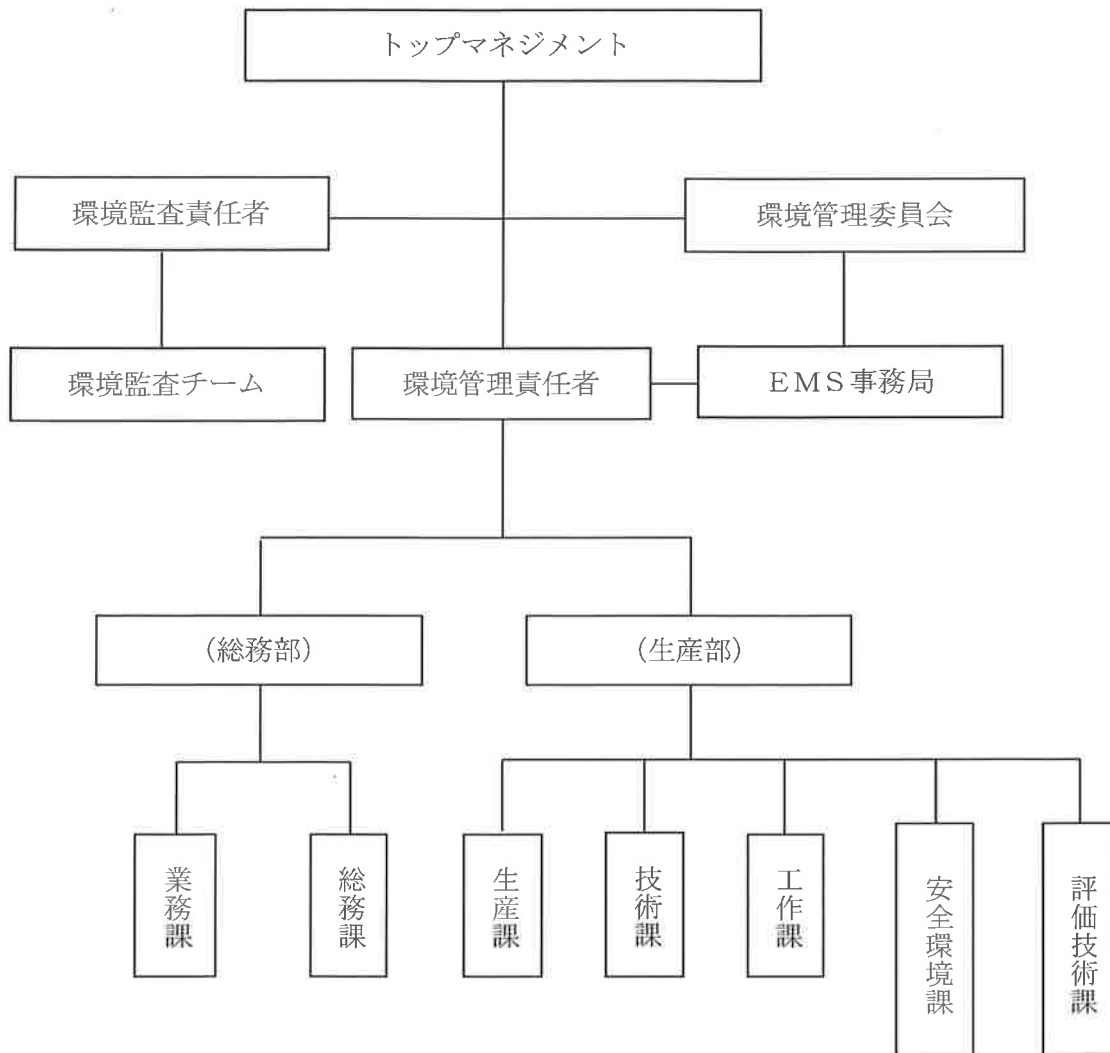
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

	一連の処理の工程	発生の見込
がれき類	再生処理業者／最終処分業者に委託して、再生可能なものは再生砕石として再資源化し、それ以外については安定型処分場へ埋立処分	主に設備の更新、または解体における基礎工事等により発生
鋳さい	廃掃法の処理区分に基づいて、最終処分業者に委託して管理型処分場へ埋立処分	フェロニッケルスラッグのヤード拡張および整備時に、スラッグ混じりのがれきや土砂が発生
廃プラスチック類	再生処理業者に委託して切断処理後、ボイラーの燃料用として再資源化	入荷資材の梱包材料、廃シート、解体フレコン等
ガラス・陶磁器くず	再生処理業者／最終処分業者に委託して、再生可能なものは再資源化し、それ以外については安定型処分場へ埋立処分	設備の更新、及び解体時に発生するレンガくず、耐火物くず
木くず	再生処理業者に委託して切断処理後、ボイラーの燃料用として再資源化	入荷資材の梱包材料、廃パレット、廃型枠材等
廃油	再生処理業者に委託して、油水分離、混合処理して再生油、及び燃料用として再資源化	機械設備の整備、補修等により発生
金属くず	油付着空缶：再生処理業者に委託して、付着油分を燃焼させて再資源化	設備の更新、整備時の潤滑油補給等により発生
汚泥	再生処理業者に委託して、脱水・発酵後、堆肥として再資源化	手洗い場の脂水分離層及び食堂で発生

別紙 2 : 環境管理組織



別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度(令和元年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
	排出量	2009.78t	0t	176.84t	633.10t	180.10t	91.22t	0.40t	1.76t
	(これまでに実施した取組) ISO14001(2015年版)の認証を取得して以降、EMS活動の中で廃棄物の発生抑制や再資源化(再利用、再生利用、熱回収)についても年度計画に沿って取り組んでいる。尚、廃油が増加している原因は、貯蔵タンクの一部損傷による補修のため、タンク内の残油を全て抜き取らなければならない事態が発生したためであり、抜き取った油は、ほぼ再生利用されている。 また、スラグ飛散防止方法を、表面コンクリート吹付から防砂ネットとしているため、新規の吹付工事は無く、当年度においてもコンクリート吹付層(鉱さい)の処分は発生していない。								
②計画									
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
	排出量	1370t	1354t	80t	700t	50t	6t	6t	0t
	(今後実施する予定の取組) 令和2年度については予定している土木工事が多く、がれき類発生が増加すると見込んでおり、これに伴い、がれき付着鉱滓についても同様に増加すると見込んでいる。 尚、優良産業廃棄物処理業者の選定については引き続き検討していく。								
産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) EMS活動の一環で、産業廃棄物(がれき類、鉱さい、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、木くず、廃油、金属くずの7種類)は、構内にそれぞれ種類ごとに産業廃棄物置場で管理しており、これら廃棄物は、宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱の保管基準に則り、種類ごとに囲いを設け保管し、保管に関して必要事項を明記した掲示板の設置を実施している。また、産業廃棄物管理担当者による置場の日常点検を実施を継続している。								
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別は上記の通り、産業廃棄物の種類ごとに保管しており、新たな種類の産業廃棄物が発生した場合についても宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱保管基準に則り、適正な保管を継続する。								
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度(令和元年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) —								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) —								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】		がれき類	鋳さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
①現状	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)								
—									
【目標】		がれき類	鋳さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
②計画	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)								
—									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】		がれき類	鋳さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
①現状	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)								
	—								
【目標】		がれき類	鋳さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
②計画	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)								
	—								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和元年度)実績】								
		産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥
①現状	全処理委託量	2009.78t	0t	176.84t	633.10t	180.10t	91.22t	0.40t	1.76t	
	優良認定処理業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	15.35t	0t	128.13t	90.45t	0.40t	1.76t	
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	73.46t	0t	51.97t	0.77t	0t	0t	
			(これまでに実施した取組) 産業廃棄物関連法令等により、予め、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者との委託契約を取り交わし、適正に処理を委託している。また、委託処分業者については、事前に実地確認した上で契約を取り交わしており、また、定期的(1回/年)に現地に出向いて適正に処理されていることを確認している。							
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	鉱さい	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	木くず	廃油	金属くず	汚泥	
	全処理委託量	1370t	1354t	80t	700t	50t	6t	6t	0t	
	優良認定処理業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	7t	0t	36t	6t	6t	0t	
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	33t	0t	14t	0t	0t	0t		
		(今後実施する予定の取組) 廃棄物処理法改正に伴い、優良産業廃棄物処理業者認定制度が導入されたことにより、今後、産業廃棄物の輸送コストや処分費等も含めて考慮しながら、認定を受けた県内あるいは近隣の処理業者を優先的かつ積極的に選定していく。なお、弊社が委託している収集運搬業者及び処分業者において、現時点で優良認定を受けている業者は1社である。								
※事務処理欄										